



とうわ



主 な 内 容

- ・ 第72回通常総代会開催 1
- ・ 令和5年度予算及び事業計画概要 3
- ・ 各施設物管理人・監視人について 7
- ・ 今年の通水及び
 改良区からのお知らせ 9
- ・ 改良区からのお願い 12

春 2023(令和5年)
NO.134

第72回通常総代会開催

去る3月24日 令和4年度 第72回通常総代会が、藤田 尚広 総代（東神楽地区）議長のもとに開催され、議事録記名人に 渡邊 澄 総代（東川地区）、笹田農園 総代（東旭川地区）が選任され、全議案が原案どおり可決及び承認となりました。

開会の挨拶

理事長 大橋 政美

第72回の通常総代会開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。総代の皆様方には、公私とも、ご多忙の中、お集まりいただき心からお礼申し上げますとともに、日頃から当土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進に特段なる、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

去年は、大きな災害もなく、気象についても平年並みに推移し、9月以降の日照時間も多かったことから、登熟は順調に進み、道内の水稻収穫は農水省の統計開始以来、過去2番目の豊作でした。上川地方では、作況指数は「良」の107となり、豊穰の出来秋を迎えられました。

さて、昨今の農業情勢は依然として厳しい状態が続いております。長引くウクライナ情勢による農業肥料価格の高騰、エネルギー価格の上昇、さらには、電力料金単価も高騰しております。今後の対応といたしましては、揚水機場の計画的な節電節水も視野に入れて、一層の節電対策に取り組んで参りたいと思っています。

また、皆様の最大の関心事である、水田活用の直接支払交付金の見直しですが、国の米政策が複雑なため、混乱されているかと思います。目的に応じて助成金や要件が毎年変わり、政策に応じた最適な判断が難しい状況の中で、「水張り5年問題」をどうとらえていくか、中長期的な経営判断が難しいと思います。畑地化促進支援につきましても、5年間の間はしのげても、問題はその後、畑地化して大区画で作る場合と中山間地帯ではコストも違います。この見直しについては、土地改良事業の推進や、土地改良区運営など大きな影響を受けることが予想されます。こうした実情を踏まえて、この度、水田を畑地化した農地については、畑の賦課区分を新たに創設し、反当り2,700円を徴収させていただくこととなりました。又、畑地化促進事業により、畑地化し、地区から除外する方に対しての地区除外決済金の算定を見直ししております。この地区除外決済金は国の補助金で対応できるとのことで、組合員さんからの負担はございません。苦渋の決断になりましたが、何卒、ご理解をお願いいたします。尚、国の畑地化促進事業における決済金支援は令和5年度限りですが、令和6年度以降の支援につきましても、毎年度の国の予算編成過程において検討することになります。今後につきましても、組合員にとって何が得策なのか、現場の課題を十分に検証して参りますのでよろしくお願いいたします。

次に、当区の事業の状況といたしましては、国営事業の大雪東川第一地区は工事7年目、旭東東神楽地区は工事6年目、大雪東川第二地区は工事5年目となり、順調に進んでおります。道営事業につきましても、兵村北地区は工事6年目、忠別南地区、旭正北中央地区は工事5年目、忠栄地区、旭正南第1地区は令和6年度工事スタートに向け調査の設計を行います。さらに、旭正北第2地区は令和7年度の事業採択を目指し、地域に根ざしたすばらしい事業展開ができるよう引き続きご協力をお願いいたします。

次に、すでに広報誌にてお示ししておりますが、現在、上川中央部8つの土地改良区において将来に向けた合併構想を協議しております。組合員の減少や、目まぐるしい農業情勢の中で将来の地域農業を担う組合員の皆様が安心して豊かな営農を実現していくには、安定した改良区組織が必要と考え、組織の再編、構築について検討を進めて参ります。昨年6月に合併検討委員会を立ち上げ、合併の時期については、令和7年4月を目途に進めております。詳細な構想については今年中にまとめ、来年3月の通常総代会までには、基本構想を報告する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

今総代会は、承認が承認1号令和4年度第2回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算の専決処分の承認に



ついでから承認第5号令和4年度積立金処分額変更ついでまでの5件になっています。また、議案は、議案第1号東和土地改良定款の一部変更についてから議案12号令和5年度東和土地改良区一般会計収入支出予算についてまでの12件となっています。最後に報告第1号として、令和5年2月28日に行われた、中間監査の報告となりますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、今後はこれまで以上に役職員一丸となって、健全な運営と安定したかんがい用水の供給及び施設の維持管理に取り組んで参りますので、皆様のなお一層のご協力、ご支援をお願い申し上げます。これから春作業がピークを迎えますが、事故や怪我の無いよう、ご注意くださいまして、良い出来秋を迎えられるよう、心よりご祈念申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

議決及び承認・報告事項

◇承認事項

- ・令和4年度第2回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算の専決処分の承認について
- ・東和土地改良区地区除外等処理規程の廃止及び新設の設定について
- ・東和土地改良区畑地化協力金徴収規程の設定について
- ・東和土地改良区会計細則の一部変更について
- ・令和4年度積立金処分額変更について

◇議案事項

- ・東和土地改良区定款の一部変更について
- ・東和土地改良区定款附属書総代選挙規程の一部変更について
- ・東和土地改良区規約の一部変更について
- ・令和4年度第3回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算について
- ・令和5年度賦課金等の賦課徴収方法とその時期について
- ・令和5年度東和土地改良区役員、総代の報酬について
- ・令和5年度各種積立金の処分について
- ・令和5年度長期借入金の借入について
- ・令和5年度地区除外等決算金の単価及び徴収方法と徴収時期について
- ・令和5年度畑地化協力金の単価及び徴収方法と徴収時期について
- ・土地改良財産の取得及び処分について
- ・令和5年度東和土地改良区一般会計収入支出予算について

◇報告事項

- ・定期監査の結果について



(表紙写真)
更新された追分頭首工
(下流より)

土地改良区の概要 (4月1日現在)

組合員	873 人
賦課面積	7,984 ha

令和5年度予算及び事業計画概要

昨年も、新型コロナウイルスに翻弄された一年でした。このような中、例年通り農作業は開始し、雪解けも早く春先より概ね好天に恵まれ、順調に作業が進められました。その後も、好天、高温が続きましたが、雨が少なく収量、品質への影響を危惧しましたが、上川管内では作況指数107の「良」となり、大きな災害もなく農業者の皆様には良い出来秋となりました。

さて、今年の農業情勢ですが、水田活用の直接支払交付金の見直しの厳格化が進んでおります。当区といたしましても非常に影響がありますが、関係機関と連携をしながら、しっかりと検証をして、運営に支障をきたさないよう対応して参ります。組合員皆様において農業経営に憂慮されていると思いますが、本年も天候に恵まれ実り多い最良の年であるよう祈念しております。

国の農業・農村整備事業の令和5年度予算においては、補正予算で1,677億円、令和5年度当初予算では4,457億円が措置され、補正と当初を合わせた令和5年度執行ベースで、6,134億円が確保されました。このうち北海道における農業農村整備事業は、1,227億円となっており、今後詳細な内容が公表されると思いますが、土地改良事業実施に弾みがつくものと期待している所です。

一方年々土地改良施設の老朽化による更新、農地区画拡大の要望が多く寄せられ必要性は高まり地元要請には追いついていない状況です。土地改良区としては、さまざまな課題がありますが、農業の根幹である農地・農業用水の維持・保全のため鋭意工夫し取り組んでいく所存です。

このような諸情勢の中で下記の点を踏まえ今年度の予算編成を行いました。

1. 経常賦課金について

「田」は、昨年度と同額10アール5,000円となっております。令和7年度まで5,000円で徴収させていただきますので、お願い申し上げます。

「畑」の賦課金を新設しました。畑地化促進事業により畑地化した農地については、今後の施設の維持管理負担を考え、10アール2,700円といたします。ただし、地区事情等を鑑み、地区除外も検討していきます。

2. 国営土地改良事業について

大雪東川第一地区は工事7年目、旭東東神楽地区は工事6年目、大雪東川第二地区は工事5年目とそれぞれの工事実施段階となっておりますが、組合員皆様の期待に応えるべく、関係機関と連携を図り進める所存です。

また、各地区事業所では、本格的に工事実施に入っていることから、既往用排水路との取り付け、工事実施に伴う要望など関係機関との協議、地元調整など維持管理と事業実施に支障のないよう対応いたします。

3. 道営基盤整備事業について

近年、上川管内の道営は場整備事業への申請が増加しており、組合員皆様の要望に応えきれない状況です。今年は、合計5地区となります。内訳として兵村北地区は工事6年目、忠別南地区、旭正北中央地区は工事5年目を予定しており、忠栄地区と旭正南第1地区は令和6年度工事スタート予定です。線事業整備の一環として進めています上幹線水路は工事7年目となり引き続き一部用水路改修を予定しています。

なお、上部団体を通じて今後の事業進捗に、引き続き要請活動を行っていく所存です。

4. 団体営農地耕作条件改善事業について

定率助成補助事業により、豊田地区で水路等の改修を予定しています。

5. 利水調整規程の設定について

昨年同様、土地改良法の改正に対応し、農業用水の供給を適正に行い、有効的に水利用をするために設定いたしました。

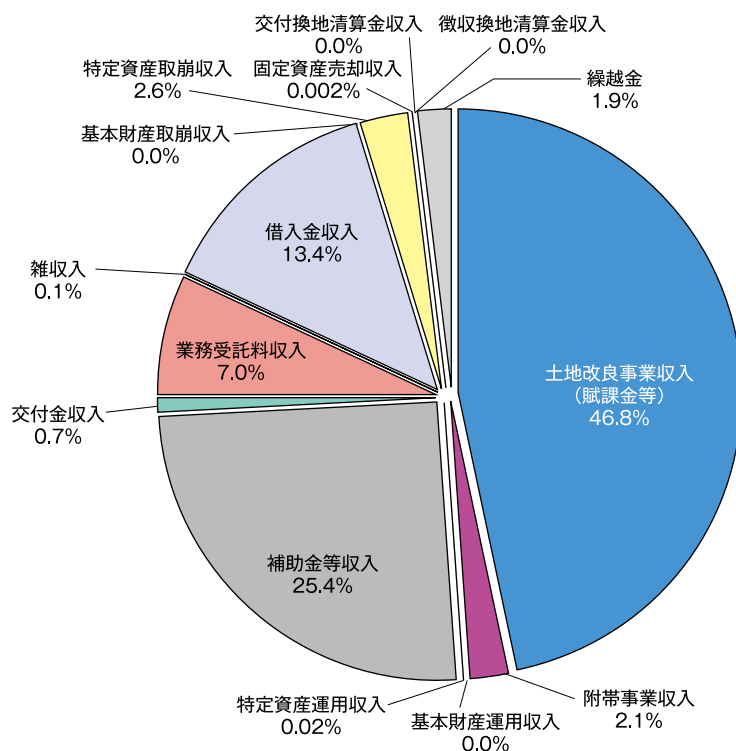
令和5年度土地改良区予算が決まりました

総額1,045,259千円

(収 入)

(単位：千円)

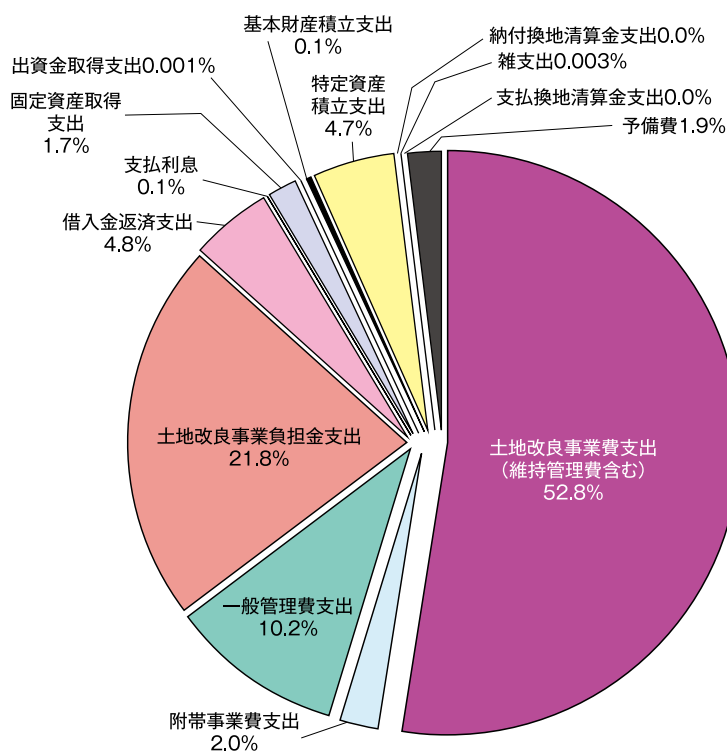
項 目	予 算 額
土地改良事業収入 (賦課金等)	488,903
附 帯 事 業 収 入	21,663
基 本 財 産 運 用 収 入	4
特 定 資 産 運 用 収 入	232
補 助 金 等 収 入	265,601
交 付 金 収 入	7,200
業 務 受 託 料 収 入	73,538
雑 収 入	556
借 入 金 収 入	140,026
基 本 財 産 取 崩 収 入	0
特 定 資 産 取 崩 収 入	27,516
固 定 資 産 売 却 収 入	20
交 付 換 地 清 算 金 収 入	0
徴 収 換 地 清 算 金 収 入	0
繰 越 金	20,000
合 計	1,045,259



(支 出)

(単位：千円)

項 目	予 算 額
土地改良事業費支出 (維持管理費含む)	552,243
附 帯 事 業 費 支 出	21,000
一 般 管 理 費 支 出	106,207
土地改良事業負担金支出	228,204
借 入 金 返 済 支 出	50,182
支 払 利 息	691
固 定 資 産 取 得 支 出	17,274
出 資 金 取 得 支 出	10
基 本 財 産 積 立 支 出	772
特 定 資 産 積 立 支 出	48,646
雑 支 出	30
納 付 換 地 清 算 金 支 出	0
支 払 換 地 清 算 金 支 出	0
予 備 費	20,000
合 計	1,045,259



▽ 令和5年度 賦課金について

「田」は、令和3年度より10a当たり5,000円となりました。「畑」は本年度より新設され、10a当たり2,700円となります。また、ため池等を自ら管理し一部排水のため当区施設を利用している地域については、自主管理地として、令和5年度賦課金課率は一般地域の10%が賦課されます。

(単位：円)

地区名	経常賦課金 課率	期別課率	
		第1期	第2期
一般地区（田）	5,000	2,500	2,500
一般地区（畑）	2,700	0	2,700
自主管理地（田）	500	500	0
自主管理地（畑）	270	0	270

※経常賦課金について、忠栄高台地区は揚水機負担相当額、国営事業地区並びに道営事業地区は夏期施工に掛かる促進費地元負担額が別途加算されます。また、特別賦課金として、ほ場整備事業、客土事業、暗渠排水事業等を実施された農地には別途負担金加算されますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

・ 賦課期日及び納期日

期 別	賦課種別	賦課期日	納入期限
第1期	経常賦課金	令和5年7月1日	令和5年7月18日
第2期	経常賦課金 特別賦課金	令和5年7月1日	令和5年11月15日
賦課金納入機関		東和土地改良区、農業協同組合（東川町・東神楽・東旭川・あさひかわ・たいせつ・比布）本所、支店・支所、北洋銀行大雪通支店	

※期限内納入と完納にご協力をお願いいたします。

※納入期限が過ぎますと、年利14.6%の延滞金が加算されます。

▽ 令和5年度 農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は公共事業等で買収された場合、土地改良区に農地転用通知書を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。決済金は地区除外によって、残存組合員の負担の過重とならないよう一時に支払うお金です。

年 度	決済金額	備 考
令和5年度	73,483円	※農地の転用（公共事業、農業施設、農家宅地等）の場合は単価1/2といたします。 ※自主管理地の決済金は無いこととします。 ※圃場整備事業など面整備事業実施地区は、別途事業償還元金加算されます。

令和5年度 土地改良事業概要

【国営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分
緊急農地再編整備事業	大雪東川第一地区	27,340,000	2,370,000	区画整理 67.0ha	継続事業
				暗渠排水 63.2ha	
				用水路 7,230m	
	大雪東川第二地区	40,640,000	2,600,000	排水路 7,911m	継続事業
				区画整理 117.0ha	
				暗渠排水 111.6ha	
緊急農地再編整備事業	旭東東神楽地区	41,100,000	2,000,000	用水路 12,233m	継続事業
				排水路 12,891m	
				区画整理 107.4ha	継続事業
	旭東東神楽地区	41,100,000	2,000,000	暗渠排水 88.7ha	
				用水路 15,893m	
				排水路 13,569m	

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地整備事業 (経営体育成型)	兵村北地区	2,959,000	180,000	区画整理 3.3ha	継続事業
				暗渠排水 15.4ha	
				用水路 197m	
	忠別南地区	2,056,000	571,780	排水路 2,323m	継続事業
				区画整理 24.4ha	
				暗渠排水 6.5ha	
	旭正北中央地区	2,390,000	758,740	用水路 1,877m	継続事業
				排水路 2,419m	
				区画整理 38.3ha	継続事業
	旭正南第1地区	3,271,000	110,000	暗渠排水 10.7ha	
				用水路 2,483m	
水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	忠栄地区	3,167,000	130,000	排水路 2,419m	継続事業
				調査設計業務 一式	
				調査設計業務 一式	
	上幹線地区	880,000	75,100	L型ブロック更新	継続事業
				水門等補修・更新	
				附帯工 一式	

【団体営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
維持管理適正化事業	東雲第7頭首工	8,000	8,000	頭首工整備 一式	継続事業
農地耕作条件改善事業	豊田米原地区 谷地川排水路	12,559	12,559	排水路改修 130m	新規事業
長寿命化対策事業	稲荷地区 八千代川第5号排水路	10,000	10,000	調査設計業務 一式	新規事業
水利施設管理強化事業	東旭川管理道路	6,734	6,734	草刈機 (ハンマーナイフモア)	新規事業

各施設物管理人・監視人が決まりました

本年度の各施設管理・監視人について、次の方々に委嘱いたしておりますので、かんがい水の配分などには十分連絡をとり万全を期してください。

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東川	忠別川第1頭首工・上流温水溜池管理人・東川第1流水池管理人	秋山 雅彦	東雲第4取入口	梶畑 直敏
	第1水路・第2水路監視人・西3号中央線・西2号南線・西4号北4線分水門・西8号北5線分水門・西7号南1番基線用水路調節水門管理人・ポン倉沼川第1頭首工	秋葉 政幸	東雲第6頭首工	大城 進 畑中 貴樹
			東雲第7頭首工	畑中 貴樹 梶畑 直敏
			東雲第8頭首工	古高 正
			東雲第9頭首工・東雲第10頭首工	菅沼 順稚
	西2号北1線スクリーン 管理人	尾上 正博	東雲第10頭首工（スクリーン）	河村 紀行
	ポン倉沼川第2頭首工管理人	小林 拓馬	東雲第11頭首工	菅沼 順稚
	東4号石井地先幹線直分水門管理人	正満 美穂	東雲第12取入口・東雲第13の2取入口・東雲第13の3取入口	溝口 敬章
	西6号御家瀬地先分水門管理人	山中 伸幸	東忠別第1頭首工	佐竹 国広
	西8号南線分水門管理人	水野 稔	東忠別第2頭首工	津谷 勇作
	西11号北5号放水路調節水門管理人	高橋 豊	東忠別第3頭首工	山下 悟
	北栄上幹線頭首工	牧 聖也	東忠別第7頭首工	河治 均
	北栄下幹線頭首工	高橋 和浩		
	東雲第2頭首工	紙谷 誠一		
	東雲第3頭首工	畑中 雅晴		
東旭川	忠別川第3・第4頭首工及び上下流水池管理人 上幹線・下幹線監視人 上幹線第1・第2支線及び下幹線第1・第2支線水門管理人	本間 秀信	第6頭首工管理人	大橋 勉
			第7頭首工管理人（西瑞穂頭首工）	大橋 勉
	倉沼川第1頭首工管理人 倉沼川第1幹線分水門管理人 上幹線調節水門管理人 倉沼川第1幹線第1支線水門管理人 倉沼川第2幹線分水門管理人 各支線スクリーン管理人	高橋 正孝	第9頭首工・温泉沢取水門・第10頭首工・東瑞穂幹線取水門管理人	中村 肇
			下南部貯水池・下南部幹線管理人	佐々木 博
			ペーパングダム管理人	神尾三紀男
			下南部川第1・2取水管理人	佐々木 博
	倉沼川第3左岸頭首工管理人	伊藤 隆	東瑞穂幹線第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第2直分派線・東瑞穂幹線スクリーン管理人	大橋 誠
	倉沼川頭首工管理人	大江 健	東瑞穂幹線第2直分第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第3直分派線管理人	中村 肇
	倉沼川第3頭首工右岸水門管理人	吉岡 正道	7号の沢放水工管理人	古関 和彦
	下幹線第3支線水門管理人	横尾 政博	福島川本流排水路放水工・西瑞穂幹線第3直分派線管理人	有馬かおり
	西12号北5線放水路調節水門管理人 日の出上筋違線調節水門管理人	山本 昭一	東瑞穂幹線第13直分派線・福島川第6号排水路放水工管理人	有馬かおり
	日の出下筋違線調節水門管理人	蔦井 弘司	第2頭首工管理人（豊田頭首工）	高橋 渡
	追分幹線第1支線放水工・豊田幹線第1支線管理人	西島 廣志	第3頭首工管理人	牧 哲夫
	米原頭首工管理人・ペーパン頭首工管理人	小林 忠志		

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東旭川	第4頭首工（追分頭首工）追分幹線・追分幹線第2支線管理人	森定 一二	米原幹線第1分派線管理人	安田 和弘
	追分幹線第1支線放水工管理人	二階堂 博	米原幹線第3支線管理人	小檜山 隆
	追分幹線第1支線第1分派線放水工管理人		米原幹線第2直分派線管理人	原 昌弘
	豊田幹線放水工2箇所管理人	成瀬 徳之	東桜岡第1ダム・幹線水路（4路線）	北村 敏光
	追分幹線第1支線第7分派線管理人	吉原 寿一		
	豊田幹線第9直分派線管理人	高倉 伸淳	東桜岡第2ダム	北村 敏光
	第6頭首工幹線第2・第4直分派線・福島川第1号排水路放水工管理人	大山 勉		
東神楽	東神楽游水池管理人・幹線水路監視人・揚水機及び揚水機線管理人	(株)柳沼	第1支線頭首工管理人（八千代第1頭首工）	尾崎 千洋
	忠栄高台第1支線管理人	森 豊毅彦	第2支線取入口管理人（八千代第2取水工）	古本 純平
	忠栄高台第3支線管理人	石井 実	第3支線頭首工管理人	林 鏡一
	忠栄高台第4支線管理人	岸本 文孝	第4支線頭首工管理人（八千代第4取水工）	林 鏡一
	北第3支線分水門管理人	追立 正史	第10支線頭首工管理人（稲荷第10頭首工）	吉原 義順
	高台第1附属線分水門管理人	唐太 努	第11支線取入口管理人（稲荷第11取水工）	吉原 義順
	高台第2附属線分水門管理人	久保 昭博	第13支線取入口管理人・第14支線取入口管理人・（稲荷第13・14取水工）ポンプ取入口管理人	佐野 武
	高台第8附属線分水門管理人	吉田 敏仁		
	北第1支線分水門管理人	森 豊毅彦	第15支線取入口管理人（稲荷第15取水工）	山本 忠義
	北第1支線附属線分水門管理人	石川 勝幸	第5支線取入口管理人	石井 実
	南第2支線分水門管理人	辻 幸功	第12支線取入口 管理人	大塚 和彦
	北第2支線分水門管理人	蒔田 栄	第6支線取入口管理人（八千代第6取水工）	北川 信一
	南第3支線分水門管理人	大柿 稔	第7支線取入口管理人（八千代第7取水工）	
	南第4支線分水門管理人・南第6支線附属線分水門管理人	中村 照男	第8支線取入口 管理人（八千代第8取水工）	北川 信一
	北第4支線第9分派線分水門管理人	岩瀧 孝夫	第17支線取入口管理人（稲荷第17取水工）	大塚 和彦
	南第5支線分水門管理人	山本 康宏	第2支線補水水路管理人	尾崎 千洋
	北第6支線分水門管理人	島田 幸典	第15支線補水水路管理人	山本 忠義
	北第7支線分水門管理人	生出 栄	新第5用水路管理人	水本 悦可
	南第5支線附属線分水門管理人	三野 功	志比内地区水路監視人	岡村 義則
	南第6支線分水門管理人	高橋 誠	八千代ヶ岡幹線用水路 監視人	大柿 誠
	北第7支線第1附属線分水門管理人	伊藤英太郎		
東 川 東神楽	忠別川第2頭首工 東川第2游水池	小坂 法弘		

今年の通水は5月1日です

今年もかんがい用水配分の円滑を期すべく、雪解けと共に春工事で用水路の維持管理事業及び漏水防止工事等を施工し、施設維持管理と水配分に万全を期すべく努力しているところです。

通水は例年どおり5月1日ですので、よろしくお願いいたします。また、5月に入りますと本格的に代掻き水量を通水いたしますので、各幹線用水路の上流地域に近い個所から早期に着手し、順次下流地域に代掻き作業が進められるようお願いすると共に、全地域の組合員の皆様が適期内に水稻移植ができますよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

【連休中の対応】

基本は休日対応になりますが、速やかに対応できる体制をとっています。

<< 通水期間緊急時の連絡は？ >>

東和土地改良区 32-2241(代) 東川事業所 82-0500
東神楽事業所 74-4005 もしくは以下の担当職員へ

地 域	担当者		電話番号
総 括	技術部	部長 清河 寛行	090-8708-3288
東 川 地 区	東川事業所	技師 塚原 柊	080-9614-3565
東旭川地区	技術部整備課	技師 太田 宏樹	090-3397-5938
東神楽地区	東神楽事業所	技師 石川 健太	080-5722-5968

外山弘美前理事長が北海道産業貢献賞を受賞

2月14日、京王プラザホテル札幌において永年に亘る土地改良区の運営と土地改良事業の推進に寄与した功績により、北海道産業貢献賞を受賞いたしました。



前列右から4番目が外山氏



土地改良事業功労表彰

去る3月28日、ホテルポールスター札幌において開催された北海道土地改良事業団体連合会通常総会の席上に於いて、長年に亘り土地改良事業の推進に尽力された功績による功労表彰が行われ、当改良区から以下の方が表彰されました。

【功労表彰】 優良職員 (敬称略)
東川事業所 所長 千葉 尚輝

「畑」の賦課金について

去る3月24日の総代会において、新たに「畑」の賦課金が新設されました。これは、水田活用交付金の見直しに伴う、畑地化促進事業により畑地化が促進され、当改良区内においても「畑」が増加することが見込まれるためです。畑地化されても下流に受益があれば今まで通り改良区にて施設の維持管理を行うため、畑地化促進事業にて畑地化された方々に負担をいただくという内容です。

そのため、畑地化促進事業にて採択され、畑地化された土地について、「畑」の賦課金を求めるものです。

ただし、自主管理地や、ある程度のまとまりをもった区間などの地区除外については可能な場合がありますので、ご要望がございましたら、ご連絡ください。あわせて本内容についてご不明な点等がございましたら、ご連絡願います。

令和5年度春の農作業安全確認運動

令和5年4月～6月まで春の農作業安全確認運動がはじまります。

今回のテーマは「しめよう！シートベルト」です。

農業機械作業による死亡事故が多発している状態が継続していることを踏まえ、乗用型の農業機械の作業におけるシートベルト・ヘルメットの着用徹底などが推奨されています。本年度農作業時の無事故に向け、十分ご注意ください。



令和5年 春の農作業安全運動 展開中！

運動期間 令和5年4月～6月

北 海 道 ・ 北海道農作業安全運動推進本部			
J A 北海道中央会	J A 北海道信濃	ホ ク レ ン	J A 共済連北海道
J A 北海道東生連	北海道農業共済組合	(公財)北海道農業公社	(一社)北海道農林機械工業会
北海道コボタ	北海年生共済連	ザンマーアグリジャパン	三菱農機販売所
日本ニューホランド	五井・玉手・千原農機販売	北海道農務車両四組合	



改良区からのお知らせ

次のような場合、土地改良区への届出が必要です !!

届出は土地改良法の規定により組合員の義務です

組合員資格得喪通知書

1. 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき

2. 組合員が亡くなられたとき

3. 経営移譲されたとき

※この届出がない場合、そのままとの組合員に賦課されます。
※農業委員会や農協等への手続きのほかに改良区への届出が別途 必要です。
※住所・電話番号・口座に変更があった場合は、改良区へ連絡ください。

農地転用等の通知書

1. 農地を宅地等、農地以外に転用する場合

2. 農地が公共用地（河川、道路）により買収された場合

※農地転用された場合、決済金がかかる場合があります。

注 意 点

○土地改良法により、滞納賦課金は新組合員に承継されます

※農地の賃貸借契約および解約、売買等により組合員が代わる場合、必ず事前に滞納賦課金の有無を確認してください。

注 意 点

○土地改良施設（土地含む）を使用したいときは申請をお願いします

※雨水排水や合併浄化槽処理水の放流等
※宅地等の出入り口として使用する場合等 他目的使用として申請が必要です

◇草刈、清掃作業傷害保険について◇

これから水路愛護組合等の活動により水路の清掃や草刈が行われますが、改良区管理水路での事故に備え全組合員の皆様を対象に傷害保険に加入していますので、改良区水路での事故等あればご相談ください。

傷 害 保 険

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| 1. 保険内容 | 土地改良区が維持管理する用排水路において、組合員が従事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。 | |
| 2. 被保険者 | 組合員全員 | |
| 3. 保 険 金 | [死亡・後遺障害] | 500万円 |
| | [入院日額] | 5,000円（事故発生日から180日限度） |
| | [通院日額] | 3,000円（事故発生日から180日以内で90日を限度） |

基盤整備事業で造成されたパイプラインの管理について（お願い）

現在、東和土地改良区エリア内では、基盤整備事業が執り進められており、ほ場の大型化や用水路のパイプライン化が進められております。

施設がパイプラインになる事で、維持管理の大幅な軽減に繋がる事が見込まれますが、春の通水作業や秋の断水作業については、関係受益者皆様方のご協力が不可欠となりますので、ご理解を頂きたいお願い申し上げます。



秋の落水時には冬の凍結防止対策として、排泥弁や給水栓は全て開けておく必要があります。また、給水栓付属の「分岐栓」についても開けておくことをお忘れないうようお願いいたします。※給水栓（分岐栓含む）の凍結による破損については耕作者様のご負担となりますのでご理解の程よろしく願いいたします。



土地改良区からのお願い

用水路における人身事故防止について

今年も通水時期となり、5月に入りますと改良区で管理しています用水路に水が満杯状態で流れてきます。

用水路のほとんどがコンクリート製のために水の流れが速く、幼児・児童、お年寄りが水路に転落すると大切な生命を失うことになります。

改良区では、危険な場所に危険防止看板などを設置し、各学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、時期的には広報車による危険防止の呼び掛けをするなどのPRに努めていますが、父母の皆様が子供に対して用水路の近くでは「遊ばない・近寄らない」と言い聞かせて頂くのが一番効果的です。

用水路における人身事故防止に皆様のご協力を下さいますようお願い致します。

用水路に物を捨てないで下さい

用水路内に空缶・家庭用プラスチック容器・ビニール類などが流れてきて、下流の取水口などに詰まり、水が氾濫して被害を受ける事がありますので、絶対用水路に物を捨てないようにご協力下さい。

また、捨てている人を見ましたら、注意を呼びかけて下さい。



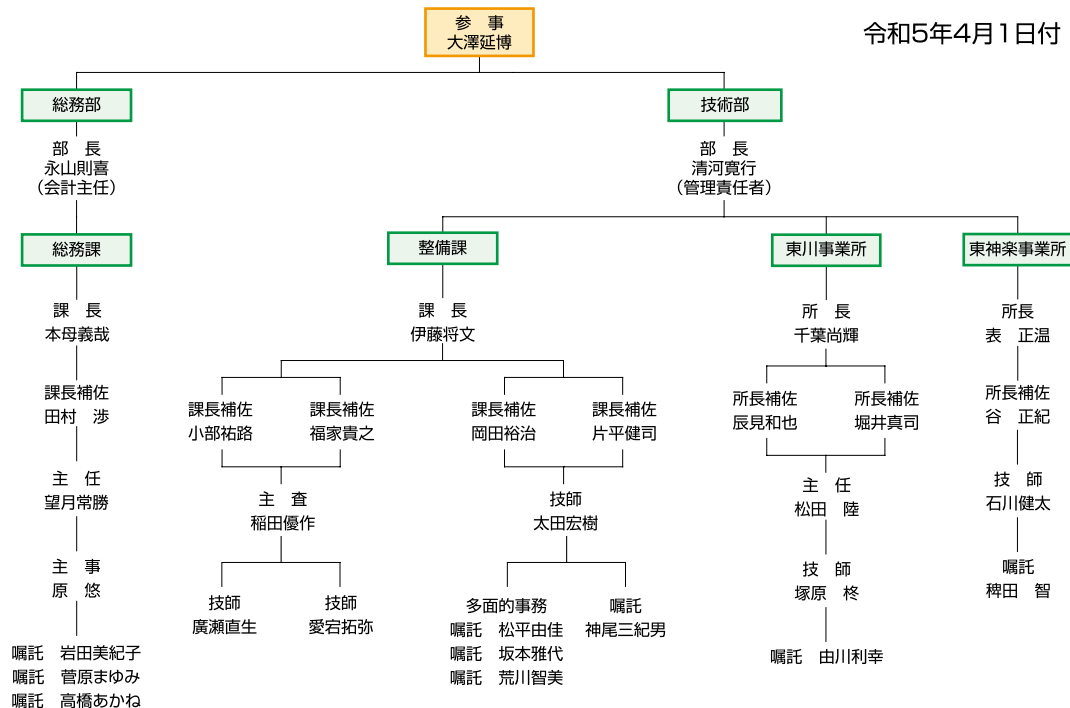
田んぼダム取り組みのお願い

近年大雨台風の影響により下流域では甚大な被害が発生してます。大雨を予測し河川より取水する用水路は全て止めていても、田んぼからの落水により洪水被害が拡大する恐れがあります。洪水被害から宅地や転作田などの農地を守るためには、河川への排水量の集中を避ける必要があり、広大な水田地域から雨水をゆっくり排水することにより、大きな洪水軽減の効果が期待できます。

大雨警報が発令されたときは、落水されている田んぼについては、排水口に調整板を設置し田んぼダムの協力をお願いします。

令和5年度事務機構図

令和5年4月1日付



令和5年4月28日発行

発行所

旭川市東旭川町旭正312番地の13

東和土地改良区

電話 32-2241 FAX 32-2244

ホームページ

<http://www.touwa.or.jp/>

発行人 理事長 大橋 政美

編集 総務課

あ と が き

春耕期の準備にお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

「広報」を通じ、本年度予算、運営内容をご理解いただくと共に、この厳しい農業の実態を十分把握し、改良区の運営に万全を期すところです。

何かお気づきの点があればなんなりとお寄せください。

(事務局)